

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人回生会（以下「この法人」という。）の定款第21条、第8条の規定に基づき、役員及び評議員（以下、{役員等}とする）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる者（理事及び監事）をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に対し職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 理事のうち職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の各会計年度における報酬総額は、10万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の各会計年度における報酬総額は、3万円以内とする。
- 3 役員に対する報酬は、「別記1 役員の報酬」に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬は、「別記2 評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等が評議員会又は理事会に参加したときは、運賃実費の費用弁償を行うものとする。

- 3 監事が監査を実施したときは、運賃実費の費用弁償を行うものとする。
- 4 第2項及び第3項に規定する運賃実費の換算方法は「別記3運賃実費の換算方法」に定める額とする。
- 5 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を従業員旅費規程に準じて出張旅費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 役員等の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は令和5年6月22日(定時評議員会の議決日)から施行し、令和5年4月1日から適用する。

「役員等の費用弁償に関する規程」（平成27年6月1日施行）は廃止する。

別記1 役員の報酬

- (1) 理事会・評議員会出席の都度 1人一律 1,000円
- (2) 監事監査 1人1日 2,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1人一律 1,000円

別記3 運賃実費の換算方法

自家用車を使用した場合は、出席者の自宅から会場までの最も合理的な距離（1キロメートル未満切り捨て）に1キロメートルあたり25円を乗じた額を支給する。

出席者の自宅から会場までの距離が1キロメートル未満の場合は支給しない。

鉄道や路線バスなどの公共交通機関を利用した場合は、その乗車に要した実費額を支給する。

公用車を使用した場合や交通費の支払を要しない場合は支給しない。